

識すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、職員に対し、前項の指針の

周知徹底を図らなければならない。

第七条 各省各庁の長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならぬ。

2 各省各庁の長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、新たに職員となつた者に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント並びに新たに監督者となつた職員に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

3 人事院は、各省各庁の長が前二項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当るとともに、自ら実施することが適當と認められる妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

第八条 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、各省各庁の長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、次条第一項の指針に十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対しても苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、人事院は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対しても指導、助言及び必要なあつせん等を行うものとする。

（苦情相談に関する指針）

第九条 人事院は、相談員が妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に對応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、相談員に対し、前項の指針に對応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、相談員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
附 則（令和二年四月一日人事院規則一〇一一五一一）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

附 則（令和三年一二月一日人事院規則一〇一一五一一）

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日人事院規則一一八二）抄

（施行期日）

第十二条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五一一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

（雑則）

第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。